

平成23年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会々議録

開催日時	平成23年8月8日(月) 午前・ 午後 1時00分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・ 午後 1時00分	議長	斉藤重治	
	閉会	午前・ 午後 2時23分			
出席者数	委員 16名 事務局員 9名				
出席委員	会長	斉藤重治	委員	中島市郎	
	会長代理	萩元寶三郎	委員	平澤克也	
	委員	新井政子	委員	鈴木慎	
	委員	黒田隆夫	委員	武長正洋	
	委員	加治隆	委員	近藤静江	
	委員	五十嵐剛	委員	吉岡慶子	
	委員	宮本春雄	委員	佃文博	
	委員	日鼻靖	委員	須賀久恵	
欠席委員	委員	大澤英雄	委員		
	委員	榎原章統	委員		
	委員		委員		
	委員		委員		
参 与					
事務局	市長	星野信吾	収税課副課長	鈴木貴久	担当書記
	市民生活部 部長事務代理	大曾根勝司	保険年金課長	清水昌人	
	市民生活部 副部長	高橋博	保険年金課 副課長	阿部泰二	
	収税課長	小林誠	保険年金課 主査	荒田和久	横田信二
	収税課副課長	益子俊之			
会議録署名委員	黒田隆夫 委員 ・ 近藤静江 委員				

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長　それでは、只今より富士見市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3号委員の大澤委員、それから4号委員の榎原委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、お手元の委員名簿にもございますように、3号委員の日暮委員の退任に伴いまして、5月11日付で吉岡委員が後任として任命されましたので、あわせてご報告させていただきます。吉岡委員、よろしくお祈いします。

それでは、早速でございますが、お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

(午後1時00分)

◎会長あいさつ

○保険年金課副課長　まず初めに、本運営協議会会長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

○会長　皆さん、こんにちは。暑さが戻りまして、大変暑い日が続いております。今日は、皆様方には大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご参加をいただきまして、この審議ができますことを心から感謝申し上げる次第でございます。日ごろは国民健康保険運営に当たりまして、大変皆様方にはご理解とご指導をいただいておりますこと、あわせて御礼申し上げる次第でございます。

今日は、市長から2件の諮問があります。この点につきまして皆様方からいろいろとご審議をいただくわけでございます。今日は、改選後初めての委員会でございますので、皆様方とともに忌憚のないご意見をいただきたいと思ひわけでございます。

この国民健康保険の関係につきましてもいろいろと取りざたされておりますが、やはりこの根幹をなすのは医療、介護、年金、この問題が重要視されているわけでございます。また、国民健康保険の中でも医療保険の一本化というものが叫ばれているわけでございますが、このように今後の実現に向けても私たちも注目しなければならないということでございますので、今後ともよろしく皆様方のご指導をいただきますよう心からお祈いを申し上げまして、大変簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうも今日のご苦勞さまでございます。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長あいさつ

○保険年金課副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○市長 皆さん、こんにちは。本日は、大変お暑い中、またお盆を前にしての国民健康保険運営協議会ということで、大変ご多用の中にもかわりませずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより国民健康保険運営協議会の運営に当たりまして特段のお力添えをいただいております、また併せて市政全般にわたりまして深いご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をおかりして厚く御礼を申し述べさせていただきたいと思っております。

さて、早いもので震災が起きて5カ月が過ぎようとしております。被災を受けていない地域が被災地に向けて、今さまざまな支援活動を継続的に行っているところでございますけれども、被災地3県から県外に転出をされている人口の転出超過数というものが、例年に比べて3.4倍、3万人以上の方が県外に出られているというような状況にあるようでございます。また、そういった中、本県、本市にとりましても、被災地から富士見市に転入をしている方々が多数おられるわけでございますけれども、そういった部分につきましては、医療保険の特例措置等しっかりと調査もさせていただき、手当もしていただけるように、担当のほうから行わせていただいているところでございます。とにもかくにも被災を受けた方々に対して、しっかりと今後も取り組んでいきたいというふうにも考えております。

さて一方、国におきましても、医療改革が進められているところでございますけれども、新しい高齢者医療制度への移行の問題、それから社会保障と税の一体改革等々、市町村国保の財政運営、財政基盤の強化等の具体的な内容について取りまとめが成案化したと伺っております。今後こうした国の動向によっては、富士見市を取り巻く環境が目まぐるしく大きく変化をしていくことも容易に考えられるわけでございますが、保険者といたしまして、的確に対応をしていきたいというふうに思っております。

さて、本日は、例年どおりでございますが、9月議会を前にしての諮問2件を今会長のほうにさせていただいたところでございます。委員の皆様方の慎重審議をいただきますことを心よりお願い申し上げますとともに、暑さもこれから大変厳しくなると思っております。ご健康にはご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますこと

を心からご祈念し、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。

本日は、どうぞよろしく願いをいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

なお、市長におかれましては、所用によりここで退席をさせていただきますので、ご了承願います。

○保険年金課副課長 それでは、以後の進行につきましては会長よりお願いしたい
と思います。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくご
協力のほどお願い申し上げます。

◎会議録署名委員の指名

○会長 早速ですが、今日の会議録署名委員の選出でございます。こちらから指名
をさせていただきますと思います。

本日の会議録署名委員に黒田委員と近藤委員をご指名したいと思いますが、ご異
議ございましょうか。

「異議なし」の声

○会長 異議なしと認め、両名にお願いをいたします。

◎諮問事項

○会長 それでは、会議に移らせていただきます。

まず、諮問事項でございますが、諮問第1号 平成22年度富士見市国民健康保険
特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、説明させていただく前に、本日お配りしている、机の上に載せておいたも
のなのですが、諮問2号という補正予算、平成23年度の国民健康保険補正予算（第
1号）ということで、これが事前に本来はお送りして審査をいただくべきものだっ
たのですが、国のほうからの通知が突然来まして、急遽こういう形でやらせていた
だいたと。送付して皆さんに中身をご覧になっていただく時間もなかったものです
から、今日こういう形で、まず諮問2号という形で机のほうに置かせていただいて
おります。

それから、あと2種類ぐらい机の上にあるかと思いますが、新しい名簿、先ほど

ご案内もありましたように、3号委員のほうに異動があった関係で、そちらの名簿、それから本日の次第。それから、既に送付させていただいていますものに関しては、資料1の今回の決算に係る諮問1号のもの、それから平成23年度の本算定に係る資料2というものです。それから、「埼玉の国保」という部分でお送りさせていただいています。お手元のほうに資料があるかどうか、まず確認させていただいて、足らなかったら事務局のほうまで言うていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号について順次説明させていただきます。大変恐縮なのですが、座らせていただいて説明させていただきたいと思います。

それでは、諮問第1号につきましてご説明をさせていただきます。お手元の資料の1をご用意いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、まず1ページ目、折りを右に広げていただきましてA3の用紙になっておりまして、下にページが振ってあると思いますが、左が1ページ、右が2ページで、決算の概要ということでございまして、主に本日はこの決算の概要の部分を使いましてご説明をさせていただきたいと思います。

少し飛んで6ページ目以降、カラーのページが後ろにあります。それを3ページ、4ページ、5ページと飛びますと6ページ、これも見開きの部分で6ページ、両面印刷になっておりますので、裏面のほうにもページが振られております。これもA3の用紙となっておりますので、それぞれ細かい部分になりますが、見ていただければなと思います。実際の決算の詳細な内容になっているというところでございます。後ほどご覧になっていただければと思いますが、一部後段のほうの説明の中で若干触れさせていただきたい箇所がございますので、その時にはまたご案内いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

少し戻っていただいてカラーの部分、3ページから5ページまで、こちらカラー印刷になっております。2ページ目の、もう1枚、最初のA3の用紙の部分、2ページ目の下のほうに決算状況グラフというのが白黒で印刷してあるかと思ひますが、こちらについては3ページのカラーの印刷のほうと同じ内容になっておりますので、若干見やすいかなと思ひるところでございます。いずれにしても、範囲内におさめて印刷をしているものですから、ちょっと字が小さいところがございますが、ご容赦いただければなと思ひます。

それから、4ページ、5ページ、カラーの部分ですね、それぞれ統計の資料ということで、参考までに見ていただければというふうに思ひます。

では、最初の1ページ目に戻っていただきまして、順次説明をさせていただきたいと思えます。まず、過去3カ年の推移であらわしておりますが、右側の2列、平成22年度、増減率、この部分が今回の決算のところに当たってくる部分でございます。一番左の上のほうにございますけれども、国民健康保険の加入状況でございますが、まず市の総世帯数でございます。これ、年度末の数字でございますけれども、平成22年度につきましては、4万6,369世帯ということで、若干昨年度、平成21年度に比べますと伸びているというところでございます。

続いて、その下の国民健康保険の加入世帯といたしましては、1万7,918世帯ということで、これも年度末の数字ではございますけれども、こちらのほうも若干伸びているというところでございます。

それから、その下の世帯の加入率としては、平成21年度に比べますと、わずかですけれども、減少しているという内容でございます。

続きまして、人口でございますが、市の人口につきましても年度末の数字ではございますけれども、10万7,459人というところで、微増はしておりますが、国民健康保険の加入者につきましては、3万1,568人というところで、こちらのほうは逆に若干の減となっております。加入率についても、世帯の加入率と同様に、若干ですが、減っているというところでございます。

続きまして、経理の状況です。まず、歳入総額につきましては、平成21年度に比べますと2億6,000万円強でございますが、増えたという内容になっております。歳出の総額につきましても、歳入総額に近い2億6,000万円ほど増えたというところでございまして、実質収支としては6,257万5,000円というところで、増減率で見ますと若干のマイナスになっております。また、国民健康保険の特別会計におきましては、翌年度の繰越明許というものがいないために、形式収支と実質収支は同額というところになっております。

それから、次の単年度収支でございますけれども、こちらのほうは表の下、枠外の部分になりますが、米印の1というところで注釈させていただいております。繰越金と一般会計からの繰り入れ分、いわゆる法定外であります、その他繰り入れの部分を合わせた額を先ほどの実質収支から差し引いたものとなっております。平成22年度を単年度で見ると、相変わらず赤字だということがここで現せております。

繰越金につきましては、平成22年度につきましては6,312万3,000円というところで、こちらのほうは伸び幅が小さかったというところになります。

続きまして、一般会計からのその他繰り入れとしては6億3,500万円というところ

で、増減率に直しますと昨年比160.44%の増というところになっております。

続きまして、国民健康保険税の状況でございます。税率は平成20年度から据え置かせていただいているところではございますけれども、決算といたしましては、一番下の現年課税分計というところをご覧になっていただければおわかりのとおりですが、それぞれ増減率としては減っております。しかしながら、平成21年度と比較した場合、この欄には表示はしておりませんが、調定額自体が1億8,775万円程度減っているところというところもありますので、最終的な収納額としては24億2,882万3,000円というところでございます。平成21年度と比較すると、こちらも額としては減少しているというところですが、収納率に直しますと87.96%というところで、前年度に比べますと若干、微増ですが、増えているという、収納率はアップしているというところでございます。

続きまして、短期被保険者証の交付状況でございますが、平成22年度というところで3月末の数字ではございますけれども、2,085件というところで交付をさせていただいております。これが直近の数字、先月7月末現在の数字で申しますと、1,824件というところで、261件減っているというところになっております。

続いて、資格証明書の交付状況でございますが、平成22年度、これも3月末ですが、24世帯に交付をしておりますが、これも先月の末、7月末の数字で申しますと22件というところで、2件こちらも減っているというところの状況になっております。

続いて、保険料の応益分に適用する軽減でございますが、6割軽減と4割軽減がございまして、平成21年度と比較すると、それぞれ増えているというところでございます。率的にも大きく増加しているというのが現状でございます。

一番最後の欄でございますが、保険料減免ということでございまして、この内容につきましては、減免についても法定の減免もありますし、もちろん市の裁量で行える減免もございますが、そちらが法定の減免になりますけれども、いずれにしても69件という内容になっております。内訳を申しますと、この69件全件がいわゆる旧被扶養者に対する減免というところで、昨年度も同様のご説明をさせていただいておりますが、これについては後期高齢者医療制度にそちらの制度が絡んでくるわけでございます。

簡単に例で申しますと、例えばご主人がサラリーマンとして現役で働いていらっしゃるとした場合、その職場の健康保険に加入されていると。そうしますと、その配偶者、奥さんになりますが、収入がないとご主人の扶養というところで、ご主人

の職場の健康保険のほうに加入するということができたわけなのですけれども、75歳にご主人がなられて後期高齢者医療のほうの制度に移行されますと、奥さんはご主人の元の健康保険のほうにそのまま残っているわけにはいかなくなりますので、必然的に国民健康保険のほうに移ってくるというような形になります。そうしますと、当然今までは被用者保険のほうの被扶養者というところで保険料の負担はなかったわけですが、国保に加入しますと、当然ながら保険料をご負担していただくということになります。それでは不合理でしょうということがありまして、こうした方々に対しては軽減をするということでございまして、この69件がその旧被扶養者に該当するという内容になっております。平成22年度については、その他減免基準に該当するケースはなかったというところでございます。平成21年度に比べますと、減免をされた世帯、それから金額ともに増加をしているというところでございます。

次に、半分、右側の2ページのほうになりますが、こちらの内容についてご説明させていただきたいと思っております。給付の状況が一番頭に来ておりますが、まず冒頭に療養給付費等費用額というところでございます。この表の枠外の下、その表の一番下のところに、やはり米印で6という注釈をさせていただいております。いわゆる医療費ということでございまして、平成22年度につきましては総額で86億2,142万6,000円ということで、増減率としては2.63%の増という内容になっております。毎年右肩上がりであることは間違いありませんけれども、伸び率としては昨年度に比べると若干抑えられたかなという部分でもございます。

続いて、高額療養費につきましても同様でございます。平成22年度につきましては7億808万8,000円というところで、増減率としては5.55%の増というところで、療養費と同様に右肩上がりなのは間違いのないような結果が出ております。伸び率としては、こちら若干の増という内容でございます。

続いて、出産育児一時金につきましては、支給が平成21年度、昨年度に比べると若干下回っております。これは、新たに制度化された直接払い制度の導入によるものが一つの要因かと推測をしているところでございます。

それから、葬祭費につきましては、支給が平成21年度に比べると増額になっております。ただ、先ほど申しましたように、出産育児一時金とこの葬祭費については、傾向を読むのがなかなか大変厳しいというところもあり、なかなか推測が厳しい状況であるのは間違いございません。

それから、次の後期高齢者支援金についてですが、こちらについては後期高齢者

医療制度を支えていくための負担割合ということになりますが、5割が公費、被保険者が1割を窓口負担、それから各保険者に課せられた支援分、いわゆる負担分、こちらが4割となって、合わせて10割というところでこの制度を支えているわけですが、その支援金、支援分というところになります。

実は、こちらの支援金につきましては、翌々年度精算方式というのがとられまして、この平成22年度が翌々年度ですから平成20年度の初めての精算年度というところでございます。したがって、平成20年度の精算分を相殺しますと13億541万7,000円というところで、平成21年度と比較して下回ったというところでございます。ただし、この後期高齢者支援金の決算額については、先ほども申しましたように、翌々年度精算というところから、なかなかこれも推測が困難である項目であるというふうには認識しているところでございます。

続いて、老人保健拠出金につきましては、これは平成20年度と申しますか、平成20年3月の診療分をもって老人保健制度は廃止になっておるところなのですが、平成22年度までこの会計は残すということになっておりますので、若干その平成20年3月診療分も含めて、それ以前の未請求の部分であるとか、そういったものが今後とも出てくる可能性があるのかなと考えております。当然ながら額としては毎年減ってきているところではございますが、平成22年度は2,419万8,000円というところで、約40%余り前年に比べますと減っております。

これが、さらに平成23年度以降減り続けていくことになるとは思いますが、最終的に会計上どうするかというのは、まだ国のほうから指示が何もございませんので、平成23年度においても予算計上はさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、既に精算期間も終わっている制度ですので、ここ数年間の間に明らかになるものかなというふうに考えているところでございます。

続いて、介護納付金につきましては、第2号保険者分の介護保険料でございます。したがって、全国的に介護、その1人当たりの負担というものが大きくなると、当然ながら連動してこの納付金も増えていくというところで、介護サービスの供給量が増加していくと、同時にこの部分が増えてくるということでございます。昨年は、この逆の現象があらわれた形の決算だったかなというふうに思います。平成22年度については、平成21年度、昨年度と比較をいたしますと5.61%増加しているということでございます。ここについてもなかなか推測が難しい側面を持っております。

続いて、保健事業のほうでございますけれども、まず特定健診の関係でございます。特定健診は、受診者数として、平成22年度については7,500件というところでご

ざいまして、前年度と比較しますとかなり受診者が減少しております。受診率では35.2%余りというところがございますが、ただこの受診率については国の報告をもって最終的な受診率となることから、決算といたしましては、確定はしておりますが、受診率としては今のところ仮の値というところでご理解をいただければと思います。ちなみに平成21年度の同時期の受診率は36.6%ございましたので、昨年度に比べると若干下回ってしまったというところがございます。

この受診率向上策については、どこの市町村も非常に苦慮しております、特にその未受診者の対策をどうするかというのが今大きなテーマになっております。私どもの平成22年度の取り組みについてですが、4点ございまして、1つ目は、未受診者を年齢層別、40、45、50、55という若い世代に絞りまして、特に受診率の低い年齢層に絞って振り分けて受診勧奨を行っております。また、その受診勧奨を行う中にアンケート等も入れて、なぜ受けられないのかというのを市役所のほうに直接、アンケートのはがきの部分で送り返していただくような方策もとったところがございます。

それから、3つ目として、公用車に「特定検診実施中」というボディパネルを張りまして、市の広報としております。それから、もちろん市の広報による受診案内、それからホームページによる受診案内、未受診者への呼びかけまたは通知、そういうような手だてを講じたところがございます。また、東入間医師会さんのご協力のもと、新たな検査項目として、肝機能の検査の部分ですが、クレアチニン、尿酸、eGFR等の検査項目が追加になったところがございます。

続いて、人間ドックの補助でございますが、こちらのほうは、後期高齢者医療制度加入者も含めて年々右肩上がり受診者が伸びており、この決算では870件ということでございまして、平成21年度に比べますと大幅に受診者が伸びております。この伸びについては、富士見医師会の先生方のご協力とご支援の結果と考えているところでもございます。

なお、先ほど説明させていただきました特定検診でございますが、当市の場合は、人間ドックを受けた場合は、この特定健診を受けたということになります。したがって、特定健診の受診率は若干落ちてはおりますけれども、その分人間ドックの受診者が増えておりますので、最終的な国への法定報告、これは10月から12月に報告するものですが、受診率といったものを出すとしたら、平成21年度よりも1%程度超えていくものかなというように考えているところがございます。

次に、保養施設でございます。こちらのほうも第1種、2種、宿泊施設ですね、

につきましては平成21年度と比べますと大幅に伸びております。第3種、温泉入浴施設でございますが、こちらのほうも大幅に利用者が伸びております。過去2年度で統計をはかりますと、これだけ伸びている原因でございますが、ある程度市の広報またはホームページでの効果が定着してきたことと、第3種、この入浴のほうです、こちらについては、各地域において利用施設への利便性が高くなったことが要因かなというふうにも考えておるところでございます。ちなみに後期高齢者医療制度加入者においても、こちらのほうの利用が大幅に伸びているというのが現状でございます。

以下、3ページ以降については、細かい部分でございますので、参考までに見ていただければなというふうに思います。

大変速く説明させていただいて恐縮なのですが、概要といたしましては以上でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長　　どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑を受けますが、皆様何か質問ございましょうか。

○委員　　質問を5点にわたってさせてもらいます。その前に、今日の開始時間が1時だということの認識がなく遅れて済みませんでした。まず、1点目ですが国保税の収納率が下がっているわけですがけれども、その要因はどのように考えていらっしゃるのかというのが1つです。

それから2点目は、5,035世帯に軽減、減免をしていて、金額も1億2,615万円というふうになっているようですけれども、更に平成23年度からは7割、5割、2割というふうな形に変更になるようです。対象者についても、医療分だけで9,000人を超えるという状況のようですけれども、ちょっと疑問に思ったのは、軽減、減免した保険税はどこからの補てんもないのかどうかと。国からの補てんや、そういうものは全然考えられないのかどうかということ、これが2点目です。

それから、3点目、延滞金、加算金及び過料が増えているようですけれども、その内差し押さえの件数、それから換価件数、どのくらいあるのかなというふうに思ったのです。これは、この間のNHKのテレビでも、年金が差し押さえられて、それで亡くなったという方の紹介がありましたけれども、社会問題化していますものですから、これも確認させていただければというふうに思います。

それで、4点目は、今人間ドックの増加が著しいというふうに言われました。ただ、特定健診についての件数は年々減っているのですよね。これは、ひょっとしたら受診者がその健診を受けて病気の早期発見だとか早期治療、それから自分の健康

づくりだとかに結びついていかない健診だからではないかななどとも考えたりしているのですけれども、そのあたりをどういうふうに評価したらいいのか、これが4点目。

それから、5点目ですけれども、国庫支出金の問題です。国庫支出金が22億9,592万円で、歳入に占める割合も21.9%のようです。これは、過去にもこういう数字が出たことはあるのかなと思って、「富士見の国保」でちょっと調べてみたのですけれども、平成16年度の国庫支出は24億5,677万円で割合も30.4%だったのです。こういうふうに国庫支出金が年々減っているのはどういうことなのか、その原因は何なのかなど。国の政策だといえればそれまでなのですけれども、この5点についてお聞きしたいなというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、委員のほうからの質問について、保険年金課のほうで答えられる分、それから収税課のほうの担当で答える部分としてお答えしたいと思います。

まず、保険年金課に係る最初の5,350世帯の減免の件につきましてお答えさせていただきます。平成23年度から7割、5割、2割という軽減を実施させていただいているのですが、こちらのほうはもちろん、国ほうから基盤安定、それから支援分についての分ということで補てんは当然ございます。もちろん市のほうの負担もございますが、こちらのほうは引き続き国のほうが、その分について補てんを継続していくというような形になっておりますので、全くこの軽減分を市がすべて負担するというわけではないので、率としては県が4分の3、この軽減分についてですね、それから市が4分の1、それから支援分、応能分の部分については国が2分の1、それから県と市が4分の1、4分の1ということで負担をしていくというような形になります。

それから、延滞金、加算金はまた収税課のほうで。

人間ドックの増加について、特定健診が減っているのではないかとこのところでの評価なのですが、もちろんこれは国を挙げて今特定健診についての受診率、受診を向上するというので、さまざまに厚生労働省のほうで手を打って、我々担当も昨日研修に行ってきたしておりますし、こちらも増進センターのほうの保健指導の部分もセットで考えていかななくてはいけない問題ですので、こういう形で今、かなりこれは難しい側面は持っているのです。持っているのですが、ある一定の部分を見つ

け出して国のほうでもやっ払いこうというところで策を打ってきているところす。

もう一方、その病気をどういふふうに、特定健診をなぜ受けないのか、どういふまた医療にかかっているのかというのが今度システム化されてくるのです、レセプトのほうか。だから、我々のほうで、目で見ても統計を図っていくことができると、今後。そういう部分では、ある程度の条件というか、その集団、こういうもの、こういうものという集団に分けて、ある程度の実態をつかんでくるということができるようになってくるであろうというところで、まだ概要でしかわかりませんが、詳細についてはそうなってくるというところで、そうなったときにどういふ形をとっていくかというふうには今考えているところではございませう。

それから、国庫支出金の部分については、国のほうかこれ34%の、平成17年に三位一体の改革として、本来40%あったところを6%落として今現状34%で、我々もその概算の中では34%の部分か国のほうには要求はしてございませう。ただ、実態として入ってくるのが、数字上では24%という形、20何%ですか、にはなっているところではございませうが、その分が県のほうに流れてございませうので、逆に国の負担が減った分、都道府県のほうの負担にその減った分が流れてございませうので、歳入としては、国だけを見ると減っているようにも見えますが、歳入という器全体で考えれば、その部分は保障されているというような内容になってございませう。

それから、収税のほうの関係になりますか、そちらのほうは収税課の担当のほうから説明させていただきたいと思ひませう。

○会長 それでは、収税担当者。

○収税課長 それでは、委員の質問の2点について収税課のほうからお答え申し上げます。

まず、収納率が下がっている要因については何かというご質問でございませうけれども、収納率につきましては現年度、滞納繰り越し分とともに平成21年度を実は上回ってございませう。ただ、全体で合計収納率を見ますと、平成21年度が66.35%に対して平成22年度は64.34%と若干マイナスになってございませう。それはなぜかというお話なのですが、対現年分、滞納繰り越し分ともに平成21年度の収納率が上回っているのですが、全体として計算しますと下回ってございませう。その要因としましては、実際に収入未済額の減少がそれほど進まなかったということが大きな要因かなというふうに思ひませう。

もう一つ、差し押さえの件数につきましてはですがけれども、差し押さえの件数につきましては、単に件数ベースで申し上げますと、国民健康保険税の差し押さえ件数

は272件、平成22年度です。それに交付要求ですとか参加差し押さえと、市単独での差し押さえではないものも42件あります。合計では314件差し押さえをさせていただいているということになります。対平成21年度で申しますと、合計の件数で平成21年度が217件ですので、件数としては伸びていると。ただ、これにつきましては、平成22年度の事業としまして、きちんと滞納の状況を把握して財産調査や差し押さえ調査をさせていただいて、担税能力がある方なのか、ない方なのかということを精査させていただいた上で、担税能力がおありになるなど判断させていただいたものについて、差し押さえをしているという状況でございます。

続きまして、次の換価の件数ということになりますが、今、手元に資料がございませんので、後程、お答えさせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。

○委員 今回の差し押さえの件ですけれども、例えば年金が差し押さえだとか、そのようなことはありますか、内容的に。

○会長 収税課長

○収税課長 差し押さえの中身につきましては、今ちょっと手元に資料がないのですが、年金を直接差し押さえたということはありません。はい。概要につきましては、換価性の高いもので貯預金などです。年金についてはありません。

○会長 よろしゅうございましょうか。

○委員 はい

○会長 ほかにございますか。

「なし」の声

○会長 質疑がなければ討論を行いたいと思います。討論はございますか。どうぞ。

○委員 今見てきた印象ですけれども、非常に富士見市の国民健康保険については、大きな問題を抱えているように私は見ました。その中身は、やはり払いたくても払えないような保険税の問題だとか、それから収納率の低さ、それから年々上がる医療費の問題、この2年間で1万5,000円くらい上がっていますよね。だから、そういうような問題だとかいうような点で、もっと改善すべき点も多くあるのではないかなど。

例えば保険税を払いやすくするために、例えば市の独自の減免制度をつくるとか、それから国民健康保険法の第44条に基づく窓口負担の払わなくてもいいというやつですね、あれなんかも、ほかのところではやっぱりきちっと条例として、例えば川

越市なんかでは条例としてあるのです。そういうようなことも含めて、もっと改善すべき点があるのではないだろうかというふうに思いました。

それと、やはり先ほどもちょっと言いましたけれども、健診なんかも、例えば今の特定健診に項目を追加して、前に基本健診というふうな形でやっていたけれども、例えば胸のレントゲンだとか大腸がんの検査だとか、そういうものを追加して、それで受けやすい状況をつくって、それが自分の健康を保っていく上でやっぱり有効なのだというふうな魅力ある健診制度にしていけないといけないと思います。

だから、そういうような点でいろいろ考えるべき点は多くあるのではないかと私なりに思いましたので、そういう点をお願いしたいなというふうに思います。

○会長 以上ですか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますか。

収税課長。

○収税課長 先ほどの委員ご質問の換価の件数にお答えします。

平成22年度の国民健康保険の換価の件数でございますが、190件です。

○会長 委員、よろしゅうございましょうか

○委員 はい。

○会長 ほかに討論ございますか

「なし」の声

○会長 なければ、これで採決に移りたいと思います。

諮問第1号に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○会長 挙手多数でございます。

よって、諮問第1号は承認をされました。ありがとうございました。

次に、諮問第2号 平成23年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、諮問第2号 平成23年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてですが、今日ここに来られたときに机の上に載せていただきました資料、こちらの資料3がこれから説明する内容になっておりますので、そちらのほうをお手元のほうにご用意ください。よろしいでしょ

うか。

それでは、諮問第2号につきまして説明をさせていただきたいと思います。資料ナンバー3になりますが、こちらの内容に沿って説明をさせていただきます。

諮問第2号につきましては、平成23年度の富士見市国民健康保険の特別会計について、今回初めての補正ということになります。そういうことでお願いをするわけですが、内容について細かい部分で説明をさせていただきます。

今回の突然のこの補正ということについての経緯ですが、本来であれば年度末にいろいろ、精算の部分で、国、県のほうに過不足の部分で調整をして、足りない部分は返していくと、国のほうが、もちろん多く受け取った部分は返していくというような昨年度までは流れだったのですが、今回については国のほうから、一部前倒しをしまして、こちらの9月議会のほうで補正をとって、多交付した部分については返還をなささいというような通知がこの8月1日に突然来たわけですが、そのような関係で9月議会にはかけなくてはいけないという状況になりましたので、急遽こういう形でやらせていただくというような経緯がございました。

いずれにしても、こちらの表の、A3のほうの見開きのほうですね、そちらのほうの歳出の部分、説明のほうに書かせていただいています、それぞれ4つあります。こちらのを国のほうに、または県のほうに返還なささいというようなものでございますので、こちらについて今回の補正ということになります。主に平成22年度に申請をしまして平成22年度に概算交付されていたものなのですが、こちらのを返すための器として、歳入では繰越金をこれに充てていくということで、総額といたしましては歳入歳出ともに177万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その細かい歳出の部分ですが、1つ目が特定健診、それからセットで保健指導の部分になります。これは県と国の方が、総額の3分の1をそれぞれ負担していただいていますので、この部分について実際に精算を、まだこれは精算というか、もう返さなくてはいけないという額が確定しておりますので、こちらそれぞれに67万1,000円ずつ返していくというような内容になっております。

それから、出産育児一時金の補助金につきましても、こちらも国の負担がございまして、こちらの一時金の支給者数が少なかったということで、14件ほど多くいただいておりますので、こちらのほうが1件2万円、14掛ける2ということで28万円。2というのは2万円です。失礼しました。14件掛ける2万円で28万円の返還金ということになっております。

それから、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。こちらも同様に平成22年度の概算で受けていたものですが、精算した結果、返還せざるを得なくなったというところがございます。この円滑運営事業費につきまして若干説明をさせていただきますと思いますが、70歳から74歳までの方につきましては、高齢受給者証というものを送らせていただいております。この中身につきましては、窓口の自己負担が1割になるという内容でございます。法令に基づきますと本来は2割の負担ということになっておりますが、国の軽減策が継続されているというところから、その分は凍結されていて1割の負担に現状となっております。

この高齢受給者証を発行して、それぞれの該当する方にお送りする必要がありますので、その経費について、国のほうから郵送代、それから印刷代、いわゆる事務経費に係る部分、こちらのほうに国からの補助が出ているというところがございます。当初概算で交付されたものよりも、実態は少なくて済んだというところで、その分を返還するというところで、15万2,658円国に返還するというところの内容でございます。

先ほども申しましたように、歳入歳出の合計で177万4,000円というように、こちらのほうの補正をお願いしていくというところでの内容となっております。

内容としては以上です。

○会長　それでは、補正予算につきまして質疑を受けます。どなたかございますか。

「なし」の声

○会長　質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長　討論がなければ、採決いたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長　挙手多数でございます。

よって、諮問第2号は承認をされました。ありがとうございました。

◎報告事項

○会長　続きまして、次に報告事項に移らせていただきます。

平成23年度国民健康保険税の本算定についてということでございます。

これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長　それでは、本日次第のほうでは3つ目、報告事項というところで、資料としては、先ほどが3で、今度は2というところで、逆になってしまいますが、大変申しわけないのですが、既にお送りしてある資料2のほうをお手元にご用意ください。この資料2に沿ってご説明をさせていただきたいと思いますが、もう一つ、今回この報告事項の次第にはございませんが、もう一点あわせて報告をさせていただきたい事項がございますので、そちらのほうもあわせてお願いしたいと思います。

それでは、まず資料の2でございますけれども、平成23年度、今年度の保険税の賦課状況というところで報告をさせていただきます。まず、平成22年度と大きく変わった点を含めてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目、こちらの課税の状況でございますが、それぞれ医療、支援、介護と大きく3つの賦課をとっているわけでございますが、医療については、ご存じのとおり所得割と資産割で構成されているわけでございます。かなり前の、二、三年前のリーマンショック以降の景気の落ち込みのほうが続く中で、この未曾有の大災害、大震災によってさまざまな影響があらわれてきているのかなと考えるところですが、それと直接関連しているか否かは予測の域を脱しないところでございますが、これについて何らかの影響が大きいかと思えます。

所得割について大きく落ち込んでいるというのが実情でございますが、したがって医療分の賦課額につきましては、このように対前年比約6,100万円程度の減になっているところでございます。また、支援分、介護分の対前年度比を見ても減額となっておりますが、ここについては低所得者層の負担軽減策でございますが、均等割、平等割に係る従来の6割、4割軽減から、7割、5割、2割軽減と拡大させていただいた影響で、支援分と、それから介護分合わせて約2,000万円程度の減額となっているところでございます。いずれにいたしましても、合計の欄を見ていただければおわかりのとおり、7,080万円少々の減収が見られるというところでございます。

それから、次の2点目、その下の表ですが、納付方法の内訳でございます。ご存じのとおり平成20年10月から、年金からの特別徴収、年金天引きというものが始まっております。当初はこの年金から天引きする特別徴収においては、さまざまな混乱がございましたが、現在では全体の構成比、こちらのほうでは構成比は出ておりませんが、全体で約8%こちらの特別徴収の方が占めております。制度開始から今回の賦課で4回目というところを迎えていることから、積極的な周知により、一定の定着が図られてきたのかなと分析しているところでございます。①の一般及び

②の口座振替については、前年度並みの推移というところでございます。

続きまして、3ページの4、国民健康保険税減額状況をごらんください。先ほども触れさせていただきましたが、今年度からの低所得者層に係る軽減措置でございますが、従来国の考え方は、所得割と資産割の応能部分、それと均等割と平等割の部分の応益の部分、この比率が5割、5割が適正であるというところで7割、5割、2割軽減が許されていたというところでございますが、当市富士見市の場合、応能割で7割、応益割で3割ということで、応能割に大きな負担が行っている状況であったために、これは適正ではありませんというところで、7割、5割、2割軽減ができないと国の制限がかかっていたわけでございます。ところが、平成22年度からは、この制限が撤廃され、法律上の原則にのっとると7割、5割、2割軽減ができるというところから、今年度よりやらせていただくことになったわけでございます。

こうしたことから、表を見ていただきますと、大きく医療、支援、介護と3つの枠がございますが、それぞれすべての軽減割合を7割、5割、2割と表現させていただいております。医療分については均等割と平等割、支援分、介護分では均等割のみでございますが、昨年度は6割と4割の軽減しかございませんでしたので、ここに該当していた方がそれぞれ、6割の方が7割へ、4割だった方が5割へ移行した形になっております。

当然ながら軽減額もまた同様に大きくなっております。また、新たに2割軽減というのが新設された関係上、昨年度の該当欄は空欄になっておりますが、最下段の総計枠の部分をごらんいただきますと、軽減対象人数、世帯数ともに、伸び率でいきますと約50%程度伸びていると。また、軽減総額で前年度6割、4割のときと比較しますと3,918万7,340円の増で、伸び率としましては38.24%の増という結果になります。この軽減枠の拡大が平成23年度から大きく変わった点でございます。

以下、この資料の2につきましても、細かい部分については見ていただければなというふうに考えております。大きな改正された部分と今年度の賦課ということで説明をさせていただきました。報告としては以上でございます。

それともう一点、報告事項のほうにない、私のほうから報告させていただきたい事項が1点ございますので、あわせてこの場をおかりして説明させていただきたいと思っております。

昨年のちょうどこの時期の運営協議会の席上にて報告させていただいた、現在の後期高齢者医療制度を廃止するということでの高齢者医療制度改革会議で検討がなされているという、新たな高齢者のための医療制度についての中間取りまとめの状

況について説明させていただいたところでございます。当時の報告の内容を簡単に
かいつまんでお話ししますと、後期高齢者医療制度を廃止した後に、地域保険は国
保へ一本化するということが骨子であって、健康保険組合の制度がどうあれ、年齢
区分はしない。そして、現役世代と同じ制度に加入するというのが大きな骨子でし
た。それでは、その方たちが国民健康保険へ戻ってこられるとした場合、国民健康
保険財政は非常に厳しい状況に陥っていくわけでございます。そこで、運営主体を
都道府県にするか、現後期高齢者医療広域連合にするかですが、いずれにしても簡
単に大枠で言いますと、ここまでの昨年のご報告させていただいた中間取りまとめ
の内容だったと思います。

では、その後と申しますか、その報告後から今日までの間にさまざまな動きがご
ございましたので、その進捗と申しますか、結果についてご報告をさせていただけれ
ばと思います。

まず、昨年の12月20日に、後期高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめが発表
されました。今回はこの最終取りまとめの内容と、既に新聞等などでも報道がなさ
れておりますが、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、政府与党では、この6
月30日に社会保障・税一体改革の成案を政府与党、社会保障改革検討本部決定とし
てまとめました。これについては、閣議決定をした後、平成24年の通常国会に提出
する予定であるということであるわけでございますが、この2つの内容について、
相互する部分と申しますか、密接に関連し合っている部分が多々ございますので、
あわせてこの場をおかりいたしまして説明させていただきたいと思っております。

まず、高齢者のための新たな医療制度改革についての最終取りまとめ案では、基
本的な方向性として、独立型の後期高齢者医療制度を廃止、年齢区分はやめて、現
役世代と同様に国民健康保険か被用者保険に加入し、公費、現役世代、高齢者の負
担割合、この3つの明確化、それから都道府県単位の財政運営とすることを軸とし
て進めていくということになっております。

また、この最終取りまとめの中では、財源確保の部分については、先ほども触れ
させていただきました、社会保障・税一体改革の状況を見ながらと申しますか、こ
こはセットで考えていくというようなことが明言されております。しかしながら、
この一番重要な問題となる財源の部分については、社会保障・税一体改革にここで
つながっていくわけではございますが、こちらの検討結果によって、新たな医療制
度の最終結論を得るというものでございます。

そこで、社会保障・税一体改革の成案のほうを見てみますと、改革に当たって4

つの優先順位がございまして、その中に医療、介護等のサービス改革という事項がございまして、この中身はと申しますと、冒頭市長のあいさつの中でもございまして、国民健康保険に係る部分ではございまして、市町村国民健康保険の財政運営の都道府県単位化、財政基盤の強化についての改革案が大きなところで3つ示されております。

具体的に申しますと、1つ目に、保険料負担感が重い低中所得者層を直接軽減する。これについては、細かくまたそこが細分化されていまして、3つあるのでございまして、細かい1つ目が、7割、5割、2割軽減に該当しない被保険者の拡大を図る。つまり2割軽減の対象となる所得者層を、国で言う現行の200万円というライン、以下のラインを300万円まで引き上げますというような内容になっております。

それから、細かい2つ目が、子どもを多く抱えている、やはり引き上げ後の年収300万円以下程度のラインの部分の世帯で、高校生以下の被保険者の均等割保険料を9割軽減するというものでございまして。

そして、細かく最後の3つ目が、失業や廃業等によって大幅な所得減少した場合、市町村の条例による保険料減免について、国が実施基準を明確化して財政支援を行うというものでございまして。

それから、先ほどの大きな3つの中の2つ目に戻りますが、大きな2つ目としまして、低所得者を多く抱える市町村国民健康保険へ財政支援すると示されているわけですが、こちらも同様に保険料軽減枠の拡大によって、保険料基盤安定の部分について財政支援枠を拡大していくというものでございまして。

最後に、大きな3つ目ではございまして、国の調整交付金の確保というふうには示されております。これだけだと、何のことを言っているのかなというふうにはちょっとわかりづらい部分にありますので、これについてはお手元の資料の1の6ページを見ていただければと思いますが、先ほどの大きなA3の見開きの部分になります、6ページの部分になります。こちらのほうを参照いただければと思いますが、一番下のほうにあります、2の国庫補助金の中の1、財政調整交付金ですが、国から入ってくるものです。この決算額の数字を見ても、約2億7,800万円程度、平成22年度決算で入ってきているところですが、主にここの中の普通調整交付金の部分になるわけです。

右側の説明欄にも注釈しているとおり、「各市町村間における被保険者数や所得水準などによる保険財政力の格差を調整するための交付」というふうには書かれておると思っています。ここに入ってくる交付金を国がしっかりと確保して、低所得者を多

く抱える市町村に交付の拡大を図っていくというようなものでございます。

大まかにですが、直接国民健康保険に関連してくる大きな部分で社会保障・税一体改革成案の内容を報告させていただいたわけですが、高齢者のための新たな医療制度についても、現在の後期高齢者医療制度廃止後の被保険者の受け皿をどう具現化していくのか、または市町村国民健康保険の財政運営の都道府県単位化、基盤強化など、成案では明記はされておりますが、今後の具体的な動きについては、埼玉県市町村国保広域化等支援方針、こちらを中心として進められていくものと担当としては考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この双方の改革案につきましては、先ほども申しましたとおり、平成24年の通常国会を通らないことには、新たな高齢者の医療制度にしても、2年間の準備期間はかかるということでございますので、最短でも平成26年の3月から新しい制度に移行するということになりますので、準備を整えていく必要があるかなと担当としては考えております。

今回は、このような大きな2つの医療改革の方向性について、国のほうで一定の最終案が取りまとめられたというところでご報告とさせていただきたいと思っております。

以上、2点の報告として説明を終わらせたいと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

これに対して質疑を受けますけれども、どなたかございますか。

○委員 今のお話で、何点かというよりも、1つは、この平成23年度国民健康保険税の本算定賦課報告の中で、一般医療の部分で6,000万円くらいの減額、前年度から比べるとこのようなことなのですけれども、それが医療費は毎年伸びているようです。それを考える根拠みたいな、理由について、もし教えていただければというふうに思います。それが1つ。

それから、今の一体改革のことなのだけれども、県の国民健康保険広域化方針がありますけれども、あれとの関連で、あれはたしか3年ですよ。今年度を1年度として。それとの関連でどうなっていくのかなというふうに思ったものですから、その2点質問させていただきます。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、1点目の税の部分の賦課、前年度比6,000万円ほど減っている、これをどう考えていくのかという部分なのですが、いずれにしてもここについても、7割、5割、2割の軽減分が当然入り込んできているわけでございます。

それから、ご存じのとおり、平成20年度から税率は据え置かせていただいているという中で、当然ながらこの所得者層もどんどん税収が落ちていくという部分で、必然的にこういう調定額にはなってくるのかなというふうには考えております。いずれにしてもここを埋め合わせていく歳入がどういうふうに、国の部分が面倒見てくれるのかという部分ではまだ不明確な部分がございますので、最終的に赤字を埋め合わせていくという部分では、一般会計のほうにお願いしていかなくてはならないことになるのかなと思いますが、最終的な話ですが。

いずれにしても、一般会計というのは皆さんの税金ですので、赤字がなければその分を補てんする意味合いがないわけでございますので、いずれにしてもこの6,000万円を今後、また調定額として変わってきますので、まだこれは当初の賦課の部分ですので、今後1年度内でまたここは動いてくる部分ですので、そのように考えているところでございます。これは、初めての7割、5割、2割ということでございますので、その状況も見ていかなくてはならないという部分もあります。ただ、この場合に、ここの中にはその軽減分も当然含まれた6,000万円の減ということでご理解いただければなというふうに思います。

それから、2点目の広域化の部分ですが、埼玉県の大域化方針にのっとなって具現化されてきている部分も何点かございます。ただ、大きな部分については、やはり都道府県も国との関係で、どこが運営主体になっていくのかという部分がまだ明らかになっておりません。なので、この部分については、国がはっきりとこういう形でということを決めをしない、通常国会に通っていかないことには、埼玉県に限らず、各都道府県すべてが同じような形で、その下にぶら下がっている我々市町村もすべて同じようなスタンスで、いつになるのかというのを見ている状況でございますが、いずれにしても国のことに、どういう動きになっていくかという部分を、そこは見ながらやらなくてはならないのですが、付和雷同することなく、要は確実に国民健康保険の運営というものを我々は今現状は考えていかなくてはならないというふうには考えております。

以上でございます。

○委員　それより私が聞きたいのは、あそこの支援方針の中に出ている、4つくらい出ていますよね。例えば富士見市の収納率が92%目標でしょう。それだとか、例えば今4方式でやっているけれども、それを2方式にするとか、4点ぐらいありましたけれども、あれとの関係で、これは来年度、例えばの話だけれども、これから来年度の予算が出てくるわけだけれども、その中で具体化されるものなのかどうか

ということをお聞きしたかったわけなのです。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 この支援方針の中で4点方式を2方式にしていくのか云々については、まだ我々も何もそこら辺のところはわかりません。ただ、そうなったときには、いきなり4方式をとっている市町村が2方式になるということはないであろうと。段階的に今4方式をやっているところは2方式に持っていき、2方式というのは決まるのですけれども、その負担割合、応能分と応益分の、それを5、5に持っていくのではなくて、7、3から徐々に5、5に近づけていくという段階を踏んでいくという部分も考えられるところがございます。

いずれにしても、西部地区、東部地区、南部地区、北部地区と国民健康保険の運営協議会がございますので、その中で話し合われた結果において、県のほうにそれを持って、県のほうでまたどういうふうを考えていくかということで、そこを見ていきたいなというふうを考えております。

○委員 それでは、来年度の予算の中では、それは一応問題にされない。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 平成24年度予算については、国県のことですから、今回の補正もそうですけれども、突然こうしろというのはある程度頭の中に入れておかななくてはいけないものもあるかと思いますが、とりあえずはその半々の部分で我々としては、平成24年度予算は考えていきたいなというふうを考えております。

「わかりました」の声

○会長

○委員 済みません、遅刻しまして申し訳ありませんでした。

質問なのですが、先ほど7割・5割・2割の減額により6,000万円近い減収になっているようなのですが、それに対して五十嵐委員の質問に対して、国庫補助の関係も含めて、その辺の補てん方法については、未定のように受けとめたのですが、もしそうであれば、今後どういうふうに、例えばそれを国に対して、その分はどうするのですかというふうに問いただすとか、その辺のことについてはどのようにお考えなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 最初の委員がまだいらっしゃらないときに、ここの軽減分については、国のほう、もしくは県のほうで、その部分の補てんはございますということで説明はさせていただいているので、34%の医療費の部分とはこれは別の問題です

ので、その部分については間違いなく補てんはされるということでご理解いただければと思います。

○会長　ほかにございますか。

「なし」の声

○会長　なければ、報告事項でございますので、この辺で質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

◎その他

○会長　次に、その他でございますが、何か委員のほうからございましたらお願いしたいと思います。事務局のほうでは……。

○委員　遅れて来まして、最初の話聞いていなくて申し訳ないのですが、私この文章、今日の審議事項について、事前にいただいたのですが、初めてなものですから、読み方とか、何回か読み直したのですが、例えば予算に対して決算はこうだけれども、その理由はこうであったとか、そのように説明文章というものは、私は必要かなと思ったのです、読みこなす上で。

そうすると、これを理解するのが早くできると思います。例えば徴収率が今87%ですか。そうすると、その原因はどこであって、未納者に対してどういう働きかけをして、そしてそれについてはこんなふうに、例えば言い方は悪いですが、失効した人はどのぐらいいるとか、あるいは説得して分割払いに応じた人はどのぐらいかということですね。そんなふうな話も説明の中に、文章で事前に改めて、大きな項目については、この部分を読みこなす上での説明文があると非常に理解がしやすいと思います。その辺についてご検討いただけないかなというのが1つと。

あと、要望事項なのですが、保健事業の中で宿泊助成という制度がございますけれども……

○会長　宿泊。

○委員　ええ。聞くところによりますと、ふじみ野市とか三芳町は、一泊3,000円の宿泊助成になっているというふうに聞いておりますが、富士見市は今2,000円のわけですが、これについては来年度の予算の中にどのようにお考えなのかもちよっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○会長　そうですね。2点ね。

保険年金課長。

○保険年金課長　1点、今回のこの運営協議に向けての説明の文章を入れていただ

きたいということについては、とりあえず課内で検討していききたいというふうに思います。ただ、来年度、次回からそれが具現化できるかどうかというのは別の話で、いろんなメリットも考えていききたいなと思います。

それからあとは、近隣でやっている宿泊の部分ですが、当市といたしましては、国民健康保険も、それから後期高齢者医療も同じように、国民健康保険連合会のほうの部分を使わせていただいているので、これについては独自で云々という部分ができませんので、ちょっとまたそれは近隣のふじみ野市さんといろいろ確認して見たいなと思いますが、現状では国民健康保険の連合会のほうにのっとなってやっているというところでご理解いただければと思います。

○会長 よろしゅうございますか。

一応その他でございますけれども、何かございますか。

「なし」の声

○会長 なければこの辺で閉めていきなさいと思います。

◎会議録の確認

○会長 それでは、確認の事項でございますが、会議録の署名でございますが、後日会議録がまとまり次第、黒田委員と近藤委員に署名をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして本日の会議は終了しますので、閉会の言葉を会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長代理 大変皆さんお疲れさまでございました。皆様方のご協力によりまして、順調に市長から諮問いただきました2件につきまして承認いただきました。ありがとうございました。それから、その他の部分の報告でございますが、これにつきましては平成23年度の課税状況というような部分を報告していただきました。この点につきましても今後、平成23年度の徴収事務に十分ご留意くださいますように、よりよい徴収率を上げていただければというふうに考えております。そのような部分でございますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 以上をもちまして閉会とさせていただきます。

(午後2時23分)

